

京都市告示第22号

京都市市民活動総合センター条例第15条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで京都市市民活動総合センターの管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本 頼 兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
特定非営利活動法人きょうとNPOセンター	京都市中京区烏丸通 錦西入占出山町 308番地	<ol style="list-style-type: none">1 京都市市民活動総合センター条例（以下「条例」という。）第5条の規定による使用の許可（スモールオフィス並びにロッカー及びメールボックスに係るものに限る。）に係る申請書の受付、許可書の交付その他利用者との連絡に関する事。2 条例第11条第1項の規定により使用者が特別な設備をしようとするときの許可に関する事。3 条例第13条の規定による、原状回復の検査に関する事。4 京都市市民活動総合センター（以下「センター」という。）を設置目的に従って利用に供する

		<p>こと。</p> <p>5 センターの施設、附属設備及びその他の物品（京都市福祉ボランティアセンター、京都市景観・まちづくりセンター及び京都市長寿すこやかセンターとの共用施設に係るものを除く。）の維持管理及び安全に関すること。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、センターの管理等に関し、市長が必要と認める事項</p>
--	--	---

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)